

岩手県告示第882号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成30年岩手県告示第582号）で公示した公共測量を終了した旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

平成30年11月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 一関市大東町字渋民地内
- 2 実施した期間 平成30年6月26日から同年10月31日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）